

事 務 連 絡
令和2年 1月29日

ジャパントータルサービス株式会社
代表取締役 鈴木 武 様

(埠頭保安管理者)
川崎市港湾局 川崎港管理センター所長
鈴木 健一郎

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（依頼）

日頃より本市港湾行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和2年1月24日付けで、別紙のとおり港湾局海岸・防災危機管理課長から協力要請がありました。

つきましては、SOLAS対応の現場において中国人船員との接触も十分想定されることから、感染予防の実施等、適切な対応が求められており、保安要員・立哨警備員の方々には、手洗い、うがい及びマスクの着用等、予防の徹底をしていただくようお願いいたします。

港営課 保安対策班担当
電話 044-277-5533
ファックス 044-277-5566
電子メール 58kouei@city.kawasaki.jp

事 務 連 絡
令和2年 1月24日

埠頭保安管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症については、現時点において、世界保健機関は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言してませんが、感染者は増加しており、予断を許さない状況です。また、本日から春節期間が始まり、中国からの旅行者も増加することが想定されます。

このような状況の下、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日、関係閣僚会議及び国土交通省幹部会議が開催され開催されました。本件に関する一連の情報は、以下のホームページ（内閣官房）に掲載されておりますので、今後の更新情報含め、適宜ご確認ください。

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

また、水際対策に一層の万全を期すため、貴団体におかれましても、必要に応じて検疫所への協力をお願いするとともに、職員が感染の疑いのある者と接触する場合には、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等の感染対策をお願いします。

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力依頼）

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症については、現時点において、世界保健機関は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言してませんが、感染者は増加しており、予断を許さない状況です。また、本日から春節期間が始まり、中国からの旅行者も増加することが想定されます。

このような状況の下、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日、関係閣僚会議が開催されるとともに、国土交通省幹部会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国土交通大臣指示（別添参照）」がなされました。なお、本件に関する一連の情報は、以下のホームページ（内閣官房）に掲載されておりますので、今後の更新情報含め、適宜ご確認ください。

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

つきましては、水際対策に一層の万全を期すため、クルーズ船、国際定期フェリーが寄港する国際旅客船ターミナルにおいて、これまでの依頼事項を引き続き徹底するとともに、下記のとおり検疫の円滑な実施へのご協力をお願いします。

また、職員が感染の疑いのある者と接触する場合には、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等の感染対策をお願いします。

記

1. 緊密な連携体制の構築（定期的な情報共有、発症が疑われる旅客が発生した際の対応の確認・訓練等）
2. 平常時において検疫所からの依頼があった場合、ターミナル内におけるアナウンスの実施、及び発生国からの入国者と非発生国からの入国者の動線の分離（時間的な分離も含む）への協力
3. 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所からの依頼があった場合、患者や濃厚接触者の搬送の準備等が整うまでの間、ターミナル内等の適切な待機場所の提供への協力

※上記1. 2. 3. に係る実施状況及び実施予定につきまして、整備局まで報告願います。この他、検疫所への協力事項がございましたらあわせて報告願います。なお、具体的な報告方法は別途ご連絡いたします。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月24日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、現時点において、世界保健機関は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言していないが、感染者は増加しており、予断を許さない状況にある。また、本日から春節期間が始まり、中国からの旅行者も増加することが想定される。

このような状況の下、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携して対応を強化し、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を継続すること。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の一層の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。
- 観光庁は、訪日外国人旅行者が滞在する宿泊施設に対し、当該宿泊者が発熱又は呼吸器症状を発症した場合は医療機関への受診を勧める等の対応について周知を図ること。
- 空港や港湾において新型コロナウイルスに関連した感染症に感染した疑いのある者と接する可能性のある従業員や職員に対して、自らが感染予防対策を講じるよう要請すること。
- これらの取組について、その確実な実施が図られるよう、状況把握を行うこと。